

第3次地域教育振興集会支援事業設置要項

社団法人 茨城県教育会

1 事業の根拠

【定款】第3条（目的）

この法人は、健全な教育世論の高揚につとめ、県民の教育活動の活性化を図り、もって茨城県における教育の刷新と充実に寄与することを目的とする。

【定款】第4条（事業）の（3）

教育に関する講演会・研究会・研修会・懇談会の開催及びその他文化活動等の後援をする。

2 事業企画の経緯

（1）事業の経緯

- 第1次 地区教育振興集会 平成8年度～平成14年度
県内5地区、県西・水戸・県南・鹿行・県北で順次開催、創立120周年記念として中央でシンポジウム・講演会を開催した。
- 第2次 地区教育振興集会支援事業 平成16年度～平成20年度
開催規模を縮小し地区・市単位で開催、日立市・水戸市・常陸大宮市・稲敷市・鹿島地区・筑西市・古河市・常陸太田市・行方地区・ひたちなか市において順次開催してきた。

（2）事業の総括

各開催市・地区における当面する課題に沿った集会となり、所期の目的を達成し一定の成果を上げることができた。今後は、公益法人としての使命と役割を再検討し、より多くの県民が受益者となる事業を構想することが求められる。

（3）新構想による事業企画

子どもを取り巻く各機関・団体が、その能力の向上を図るべく企画した研修等の経費の一部を補助金という形で支援する。なお、本事業については5年間の時限事業とする。

3 事業の概要

（1）事業名（新規）

第3次地域教育振興集会支援事業 …「学校カ」向上プロジェクト支援事業…

（2）事業の趣旨

本会は、教育関係公益法人としての使命を果たすべく、地域教育の振興に資する諸事業を推進し、所期の目的を達成してきた。

今後は、一層の社会の変化と教育改革の進捗に伴い、園・学校・地域社会に求められる各方面からの要請も、一層拡充と複雑化することが十分に予測される。

こうした現状に鑑み、これまでの地域教育振興諸事業に検討を加え、「より極め細かな支援対策」という視点で鋭意検討を重ねて新規事業の設置という結論に達した。

本事業は、各園・学校・PTA・地域教育諸団体等が、当面する課題の解決に資する研修等を企画する際に、講師招聘費等その経費の一部を補助し、研修活動の活性化に寄与することを目的として設置されたものである。併せて、優れた資質と良質な体験・経験を蓄積された本会賛助会員の方々に、地域の教育振興に寄与していただく機会と場を提供することを構想したものである。

(3) 事業実施要領

① 事業予算

総事業費を5年間で3,000,000円とし、単年度当たり600,000円とする。

② 事業対象

国公立幼稚園・小学校・中学校・高等学校, 同PTA, 園・学校の教育活動を支援する教育関係団体（ボランティア・NPOを含む）等が主催する研修事業とし、単年度120件を対象とする。但し、1団体年間1回を支給対象とする。

③ 事業内容

研修会に招聘する講師謝金として、1団体5,000円を上限として補助する。

④ 事業手続

ア 補助金の交付を希望する機関・団体等については、別紙様式1「研修補助金申請」により申請の手続きをする。

イ 本会事務局において申請の適否を審査し、別紙様式2「申請承認書」をもって通知する。

ウ 承認を受けた組織・団体等においては、研修実施後速やかに、別紙様式3「研修実施報告書」を提出する。

エ 本会事務局においては、研修実施報告書を受領後、速やかに指定の口座に補助金の振り込みを完了する。

⑤ その他

ア 依頼する研修講師については、被補助金交付機関・団体等が自ら依頼するものとし、その場合には、次の2ケースが考えられる。

- ・被補助金交付を希望する機関・団体が、当該課題の解明に適合する講師を任意に依頼する。
- ・本会「賛助会員人材バンク」に登録されている先輩を講師として依頼する。